

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について

福祉部生活福祉課

コロナ禍における生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付

■ 事業名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

■ 予算の概要

(1) 給付概要

給付対象者	① 住民税非課税世帯(プッシュ型) 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。	② 家計急変世帯(申請型) ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
給付額	1世帯当たり10万円	
周知方法	対象世帯へ確認書送付	ホームページ、SNS、窓口等
確認書送付	令和4年2月10日	—
受付開始	令和4年2月14日	令和4年2月1日
給付開始	令和4年2月16日	令和4年2月4日

(2) 予算の内訳

区分	内容	金額
事業費	10万円×11,400世帯(非課税世帯)=1,140,000千円 10万円×800世帯(家計急変世帯)=80,000千円 ※国のモデル試算例により推計	1,220,000千円
事務費	システム構築、人件費、郵送料、消耗品等	40,469千円

■ 予算要求額 1,260,469千円【国庫補助金あり】

〔財源内訳〕国：1,260,469千円(補助率10/10)

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付)